

## 枚方市教育委員会規程第 2 号

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会の職員の人事評価の実施等に関する規程（平成30年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「当該着眼点ごとに」を削り、同条第8項本文中「3段階」を「4段階（一般職の任期付職員の採用に関する条例又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員及び会計年度任用職員にあつては、3段階）」に改め、同項ただし書中「3段階」を「4段階」に改める。

別表第1部次長、室長及び副参事の属する職制上の段階の項中「部次長」を「次長」に改め、同表一般職の任期付職員の採用に関する条例又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員の職の属する職制上の段階の項中「（平成3年法律第110号）」を削る。

別表第2会計年度任用職員の項を次のように改める。

会計年度任用職員	業務処理力	職員としての自覚を持ち、服務規律を遵守するとともに、協調しながら業務を遂行している。また、業務に必要な知識・技術を有している。更には、職務遂行に当たっては上司や職員の指示に従い遂行することができる。
----------	-------	---

附 則 [令和3年3月31日公布]

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現行）																
<p>（総合評価の結果）</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 被評価者（前条第1項第3号に掲げる会計年度任用職員に限る。）に対する能力評価は、一次評価者が設定した着眼点を総合的に捉え、3段階の個別記号を付して行うものとする。</p> <p>5～7 [略]</p> <p>8 総合評価調整協議会は、総合評価の結果に応じて、別に定める基準により<u>4段階（一般職の任期付職員の採用に関する条例又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員及び会計年度任用職員にあつては、3段階）</u>の評価ランクを付すものとする。ただし、管理職等（標準的な職が副主幹である者を除く。）の被評価者について、顕著な功績等があつたと承認したときは、<u>4段階</u>を超える評価ランクを付すことができるものとする。</p> <p>9・10 [略]</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>	<p>（総合評価の結果）</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 被評価者（前条第1項第3号に掲げる会計年度任用職員に限る。）に対する能力評価は、一次評価者が設定した着眼点を総合的に捉え、<u>当該着眼点ごとに3段階</u>の個別記号を付して行うものとする。</p> <p>5～7 [略]</p> <p>8 総合評価調整協議会は、総合評価の結果に応じて、別に定める基準により<u>3段階</u>の評価ランクを付すものとする。ただし、管理職等（標準的な職が副主幹である者を除く。）の被評価者について、顕著な功績等があつたと承認したときは、<u>3段階</u>を超える評価ランクを付すことができるものとする。</p> <p>9・10 [略]</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 1161 954 1206">職制上の段階</th> <th data-bbox="954 1161 1120 1206">標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 1206 954 1257">理事の属する職制上の段階</td> <td data-bbox="954 1206 1120 1257">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1257 954 1308">部長及び参事の属する職制上の段階</td> <td data-bbox="954 1257 1120 1308">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 1308 954 1359">次長、室長及び副参事の属する職制上の段階</td> <td data-bbox="954 1308 1120 1359">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職制上の段階	標準的な職	理事の属する職制上の段階	[略]	部長及び参事の属する職制上の段階	[略]	次長、室長及び副参事の属する職制上の段階	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 1161 1912 1206">職制上の段階</th> <th data-bbox="1912 1161 2078 1206">標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 1206 1912 1257">理事の属する職制上の段階</td> <td data-bbox="1912 1206 2078 1257">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1257 1912 1308">部長及び参事の属する職制上の段階</td> <td data-bbox="1912 1257 2078 1308">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1308 1912 1359">部次長、室長及び副参事の属する職制上の段階</td> <td data-bbox="1912 1308 2078 1359">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	職制上の段階	標準的な職	理事の属する職制上の段階	[略]	部長及び参事の属する職制上の段階	[略]	部次長、室長及び副参事の属する職制上の段階	[略]
職制上の段階	標準的な職																
理事の属する職制上の段階	[略]																
部長及び参事の属する職制上の段階	[略]																
次長、室長及び副参事の属する職制上の段階	[略]																
職制上の段階	標準的な職																
理事の属する職制上の段階	[略]																
部長及び参事の属する職制上の段階	[略]																
部次長、室長及び副参事の属する職制上の段階	[略]																

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）			旧（現 行）		
一般職の任期付職員の採用に関する条例又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員の職の属する職制上の段階		[略]	一般職の任期付職員の採用に関する条例又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員の職の属する職制上の段階		[略]
会計年度任用職員の職の属する職制上の段階		[略]	会計年度任用職員の職の属する職制上の段階		[略]
備考 [略]			備考 [略]		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
標準的な職	標準職務遂行能力		標準的な職	標準職務遂行能力	
会計年度任用職員	業務処理力	職員としての自覚を持ち、 <u>服務規律を遵守するとともに、協調しながら業務を遂行している。また、業務に必要な知識・技術を有している。更には、職務遂行に当たっては上司や職員の指示に従い遂行することができる。</u>	会計年度任用職員	業務処理力	サービス規律を遵守するとともに、 <u>必要な知識・技術を有している。また、職務遂行に当たっては上司や職員の指示に従い遂行することができる。</u>